

事 務 連 絡
平成 30 年 2 月 22 日

都道府県
各 指定都市 保育担当課 御中
中 核 市

厚生労働省子ども家庭局保育課

「保育所保育指針解説」の公開について

平成 29 年 3 月 31 日に公示された保育所保育指針（平成 29 年厚生労働省告示第 117 号）については、平成 30 年 4 月 1 日より適用することとされています。今般、保育所保育指針の内容の解説等を記載した「保育所保育指針解説」（以下「本解説」という。）を取りまとめ、厚生労働省のホームページ上に公開しました。

貴職におかれては、保育所保育指針の趣旨、内容等が十分理解され、保育所保育の一層の充実が図られるよう、本解説の内容について御了知いただくとともに、貴管下の市町村、保育所、関係団体等に周知いただきますようお願いいたします。なお、保育所保育指針は保育所のみならず、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業及び認可外保育施設においても用いられるものであることから、当該保育現場の関係者に対しても周知方お願いいたします。

○ 保育所保育指針解説

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/kaisetu.pdf>

（担当者）

厚生労働省子ども家庭局保育課

しずめ たかつじ
鎮目・高辻

TEL: 03-5253-1111（代表）内線 4846

FAX: 03-3595-2674